

## 第7回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第111号～議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	17
○閉議の宣告	17
○町長あいさつ	17
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

鏡石町告示第 88 号

第 7 回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

鏡石町長 遠 藤 栄 作

記

1. 期 日 令和 2 年 1 1 月 2 0 日 (金)

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 令和 2 年度鏡石町一般会計補正予算 (第 7 号)
- (5) 令和 2 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (6) 令和 2 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (7) 令和 2 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (8) 令和 2 年度鏡石町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

## 令和2年第7回鏡石町議会臨時会会議録

### 議事日程

令和2年11月20日（金）午前11時10分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第106号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第107号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第108号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第109号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第110号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第111号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第112号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第113号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
都市建設課長	菊地勝弘君	上下水道課長	吉田竹雄君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開 会 午前11時10分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第7回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地洋君 登壇〕

○議会運営委員長（菊地洋君） ご報告申し上げます。第7回鏡石町議会臨時会議事日程表。令和2年11月20日金曜日、11時10分開会。

1開会 招集者あいさつ。2開議 議事日程。日程番号、件名の順でご報告申し上げます。第1、会議録署名議員の指名。第2、会期の決定。第3、議案第106号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第4、議案第107号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第5、議案第108号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。第6、議案第109号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）。第7、議案第110号、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。第8、議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。第9、議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。第10、議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）。第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。招集者あいさつ。3閉会。以上でございます。

---

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。本日は第7回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠

にありがとうございます。今臨時会にご提案申し上げますのは、議案第106号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、から、議案第108号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、までの3議案につきまして、国及び県人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合の引き下げを行うため、関係条例を改正するものであり、議案第109号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）から議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案につきましては、同じく、国及び県人事院勧告に基づき、期末手当の支給割合の引き下げを行うため、及び町職員の人事異動に伴う歳出科目間の職員給与・手当等の調整を行うための補正であります。

よろしくご審議を頂きまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、8番 大河原正雄君、9番 今泉文克君、11番 円谷寛君、の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

---

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第106号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第106号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

人事院は10月7日に国及び内閣に対しまして国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして、福島県人事委員会は10月26日、県に対しまして県職員の特別給と民間の特別給との格差、マイナス0.04%を埋めるため、期末手当を0.05月分引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町といたしましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改定・改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するために所要の改正を行うものであります。

それでは1条につきまして、次のページですね。ご説明申し上げます。議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和51年鏡石町条例第24号)の一部を次のように改正する、といたしまして、第5条の期末手当の規定でございますけれども、第2項中、12月の支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改めるものでございまして、次に第2条につきましては、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する、といたしまして、第5条第2項中の支給割合を、第1条で改正したものを、100分の162.5から100分の165に改めるものでございまして、実質令和3年度からの6月及び12月の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5ずつ減額するものでございます。

附則といたしまして、第1条につきましては施行日を令和2年12月1日とするものでございまして、第2条にあっては施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上上程されました議案第106号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 11番の円谷ですが、ちょっと分からないことがありますのでお尋ねいたします。12月1日から167.5から162.5に減額して、それを来年の4月1日からは100分の162.5になったやつを若干戻して165に改めるといふ、この根拠はいったい何なのでしょう。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。まず今回の条例の改正の方法についてご説明申し上げます。この度の一部改正の方式につきましては、いわゆる二段ロケット方式とよばれる方式でございます。一つの条例の一部改正を二条に分けて行うものでございまして、第1条で改正し、その改正について第2条においてまた先行しました施行日を定めまして、次に第2条で同一の条例につき第1条における改正が施行され、溶け込んだ形のものを更に改正する、ということでこの施行期日は第1条の期日より後の日とするものでございまして、今後の議案第107号及び108号についても同様ということでご理解を賜りたいと思うのですが、数字的には、解釈としては見づらい所はあるのですが、まずは第1条につきましては今現在の167.5を0.05月分減額をします。第2条につきましては、こちらは来年の、令和3年の4月1日ですけれども、今現在の167.5を実際には一年分0.05月分減らさなくてはならない。ただ来年度は6月と12月に分けてやりますからそれぞれ0.025月分ずつ、0.05を二つに分けて減額するという事です。ですから第2条を見ますと逆に162.5を165ということで増えるように見えてしまいますけれども、実質は来年度の分ということで規定をしまして施行日は令和3年4月1日からにしまして6月と12月に分けてそれぞれ0.025月分減額します、ということでご理解を頂きたいと思ます。

以上、答弁といたします。

〔「再質問」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再質疑を認めます。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 総務課長の説明は今そのとおり文章に書かっているんですけども、なにゆえに2段ロケット方式が採用されているのか。いわゆる4月になると状況が変わる理由をです。ちょっとお尋ねをしているわけなのですが。よろしくお願ひします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 小貫秀明君 登壇]

- 総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。これにつきましては、実際に昨年度から期末手当の支給割合が6月と12月で同じ割合になりました。ですから今回施行日としまして12月1日から1年分をまとめて0.05月分減らすと。翌年度分につきましてはこの時期で改正をしないではいけません。来年度分ですね。ということで同じ割合6月と12月分のものを1年分の0.05月分を二つに割りまして0.025月分とそれぞれ調整をする形で改正する、ということなので、ほぼほぼ他市町村についても先ほどちょっと申し上げましたが、通称いわゆる二段ロケット方式ということでこのような条例改正の手法をとっている、ということでご理解を賜りたいと思います。
- 以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。
- 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- [「なし」の声あり]
- 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

- 議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第106号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。
- [挙手多数]
- 挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（古川文雄君） 日程第4、議案第107号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
- 総務課長、小貫秀明君。

[総務課長 小貫秀明君 登壇]

- 総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第107号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。3ページをお開きください。
- 先ほどと同じような中身でございますけれども、人事院は10月7日に国及び内

閣に対しまして国家公務員の期末手当の改正勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は10月26日、県に対しまして県職員の特別給と民間の特別給との格差マイナス0.04%を埋めるため期末手当を0.05月分引き下げるよう勧告を行ったところでございます。町といたしましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。

第1条につきましては町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和44年鏡石町条例第28号）の一部を次のように改正する、といたしまして、第3条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中12月の支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改めるものでございまして、次に第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する、といたしまして、第3条第2項中の支給割合を、第1条で改正したものを100分の162.5から100分の165に改めるものでございます。実質、令和3年度からの6月及び12月支給の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5ずつ減額するものでございます。附則といたしまして第1条につきましては施行日を令和2年12月1日とするものでございまして、第2条にあっては施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第107号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第107号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第108号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第108号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。5ページをお開きください。

人事院は10月7日に国及び内閣に対しまして国家公務員の期末手当の改定勧告を行いました。これを受けまして福島県人事委員会は10月26日、県に対しまして県職員の特別給と民間の特別給との格差マイナス0.04%を埋めるため、期末手当を0.05月分引き下げよう勧告を行ったところでございます。町といたしましては、地方公務員法の趣旨を踏まえまして福島県人事委員会の勧告に基づき、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。次のページをご覧ください。

職員の給与に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。第1条につきましては、職員の給与に関する条例（昭和41年鏡石町条例第1号）の一部を次のように改正するとしまして、第18条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中12月の支給割合を100分の127.5から100分の122.5に改めまして、同条第3項中、これは再任用職員の規定でございますが、一般職員の読替規定である100分の127.5を100分の122.5に改めまして、12月の支給割合を100分の70から100分の65に改めるものでございます。次に第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第18条第2項中、12月の支給割合を100分の122.5から100分の125に改め、同条第3項中、これも再任用職員にかかる規定でございますが、一般職員の読替規定でございます100分の122.5を100分の125に改め、12月の支給割合を100分の65から100分の67.5に改めるものでございまして、これも実質、令和3年度からの6月及び12月支給の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5ずつ減額するものでございます。附則といたしまして、第1条につきましては、施行日を令和2年12月1日とするものであり、第2条は施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上、上程されました議案第108号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議頂き議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） ただいまの条例の改正について質問いたします。臨時全員協議会の後の休憩時間に、私も非常に勉強不足だったんですけども、臨時議会の前にある人から聞いたのですが、天栄村と鏡石町の給与水準が違うんだと。天栄村に比べて我が町は安いのではないかということがあったのですが、そのようなことあるんですか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。給与水準ということと言いますと、比較する数字につきましては一般的に知られているラスパイレス指数ということと言いますと、暫定的な数字なので恐縮なんですけれども、参考までにご説明をさせていただきますと、鏡石町が令和2年の試算ということではラスパイレスにつきまして鏡石町は99.5でございます。天栄村につきましては100.4でございますから、これだけで比較しますと、やはりラスパイレス指数としては天栄さんが上回っているということで、これを捉えますと給与水準は天栄村さんの方が高いのではないかと、ということでご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第108号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第109号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第109号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書8ページをお願いいたします。

この度の補正予算につきましては、人事委員会勧告に伴う減額補正並びに職員の人事異動に伴います補正予算等で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,146万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,238万5千円とするものであります。詳細については14ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議を頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第109号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第110号、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第110号、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。議案書27ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、人事委員会勧告に準じた職員給与の改正による減額補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,788万6千円とするものです。詳細につきましては32ページ、33ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、議案第110号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第110号、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第111号～議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第9、議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、並びに日程第10、議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。はじめに37ページをお開き下さい。

議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員給与改定にかかる補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,163万5千円とするものでございます。詳細につきまして42ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

続きまして47ページをお願いいたします。議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員給与改定にかかる補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,768万7千円とするものでございます。詳細につきまして52ページからの事項別明細によりご説明をさせていただきます。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

続きまして56ページをお開き頂きたいと思っております。議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明いたします。今回の補正につきましては、人事委員会勧告による職員給与改定及び超過勤務手当の増によります補正予算でございます。第2条、収益的収入及び支出では、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用の既決予定額に15万7千円を増額し2億2,909万8千円、第4項、予備費の既決予定額から15万7千円を減額し2,513万6千円とするものであります。第3条、資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金7,126万1千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,134万1千円」に改め、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費の既決予定額に8万円を増額し、15億6,233万円とするものでございます。第4条では職員給与費の既決予定額に23万7千円を増額し、2,883万9千円とするものでございます。詳細につきましては58ページの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議頂

き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。  
ここでお諮りいたします。会議の時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。従いまして会議時間を延長することに決しました。

- 議長（古川文雄君） これより3件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終了いたします。

- 議長（古川文雄君） これより3件の討論、採決を行います。はじめに議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

- 議長（古川文雄君） これより採決に入ります。議案第111号、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（古川文雄君） 次に議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

- 議長（古川文雄君） これより採決に入ります。議案第112号、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（古川文雄君） 次に議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決に入ります。議案第113号、令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

---

◎町長あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本補正予算につきましては、減額となった期末手当等、補正の趣旨に基づきまして、貴重な財源として有効活用に努めて参りたいと考えております。議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これをもちまして、第7回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後 零時01分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年11月20日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 大河原正雄

署名議員 今泉文克

署名議員 円谷寛